

老上学区まちづくり協議会会則

(名称)

第1条 本会は、老上学区まちづくり協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域の人びとの共通の願いの実現や課題の解決を図ると共に地域コミュニティを強化し、お互いに支え合いながら安心して、安全に暮らせるまち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、老上学区とする。

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるものとする。

- (1) 老上学区内の住民
- (2) 老上学区内の町内会、団体、事業者等
- (3) 老上学区内の教育機関、行政機関
- (4) その他協議会が認めたもの

(事業)

第5条 本会は、老上学区に居住する住民を対象として、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事業に取り組む。

- (1) 地域まちづくり計画の策定および実施に関すること。
- (2) 草津市のパートナーとして協働によるまちづくりの推進に関すること。
- (3) 地域住民相互のふれあい、交流に関すること。
- (4) 防犯、防災に関すること。
- (5) 福祉の増進に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 理事 20名以内
- (5) 監事 2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次に掲げるとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代理する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 理事は、会務の運営にあたる。
- (5) 監事は、本会の会計および会務全般を監査する。

(役員を選任および任期)

第8条 役員は、評議員会において第4条に規定する会員の代表者および理事経験者、またはそれらの者から推薦を受けた者の中から選任する。

2 会長の任期は、2年とし、再任は妨げない。但し、再任の場合の任期は1年とする。

3 その他役員任期は、1年とし、再任は妨げない。

4 任期途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 本会に次の会議を設ける。

(1) 評議員会

(2) 理事会

(3) 三役会

(4) 部会

(評議員会)

第10条 評議員会は、代議員制とし、40名以内の評議員で構成する。

2 評議員会は、本会の最高議決機関として、次に掲げる事項を審議する。

(1) 事業の計画および報告ならびに運営に関する事。

(2) 予算および決算に関する事。

(3) 会費の額を定める事。

(4) 会則の制定および改正に関する事。

(5) 役員を選出に関する事。

(6) その他評議員会に付すべき事項に関する事。

3 前項各号に掲げる事項について、会長が特に重要でかつ緊急を要すると判断したとき、またはやむを得ない事情により評議員会を招集することが困難であると判断したときは、評議委員の書面をもって議決に代えることができる。この場合において、議決内容は速やかに書面にて報告するものとする。

4 評議員会は、会長が招集する。

5 評議員会は、評議員の2分の1以上の出席（委任状を含む。）がなければ開くことができない。

6 評議員会の議長は、出席した評議員の互選により選出する。

7 評議員会の議事は、議長を除く出席した評議員の過半数の同意を得てこれを決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

8 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。また、議事録署名人2名

議事録作成者は、議長が指名する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 出席者数

(4) 審議事項

(5) 決議事項

(6) 議事録作成者、議事録署名人、議長、会長の署名、捺印

(評議員の職務等)

第11条 評議員は、評議員会における審議のほか、本会の運営および活動に関して、適宜意見、要望または提案をすることができる。

2 評議員は、老上学区で組織、活動する別紙の団体の代表者またはその者から推薦を受けた者とする。

3 評議員の任期は、1年とし、再任は妨げない。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、会計および理事で構成する。

2 理事会には、監事からの求めに応じて出席を認めることができるが、監事が議案へ意見を述べることはできない。

3 理事会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 評議員会に付議する事項に関すること。

(2) 事業の執行に関すること。

4 前項各号に掲げる事項について、会長が特に重要で緊急を要すると判断したとき、またはやむを得ない事情により理事会を招集することが困難であると判断したときは、理事会の構成員の書面をもって議決に代えることができる。この場合において、直近の理事会において報告するものとする。

5 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

6 理事会の議長は、会長または会長が指名した者が務める。

7 理事会は、構成する会長、副会長、会計および理事の2分の1以上の出席（委任状を含む。）がなければ開くことができない。また、議長を除いた出席者の過半数の同意を得て議事を決する。可否同数の時は、議長がこれを決する。

(三役会)

第13条 三役会は、会長、副会長、会計で構成する。

2 三役会は、必要に応じて会長が招集する。

3 三役会は、理事会に付議する事項を審議する。

4 特に緊急を要する事案が発生したとき、会長は三役会で決定し、理事会に報告し、承認を得るものとする。

(部会)

第14条

条 本会は、第4条に規定する事業を円滑に実施するために部会を設けることができる。設置する部および各部の構成は、細則で定める。

2 部員の職務は、細則で定める。

(実行委員会および委員会)

第15条 本会は、第4条に規定する事業を円滑に実施するために実行委員会および委員会を設けることができる。

設置する実行委員会および委員会、またそれぞれの構成、職務は、細則で定める。

2 実行委員会および委員会の職務は、細則で定める。

(顧問)

第16条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本会に対して助言を行い、必要に応じて意見を述べるることができる。

(事務局)

第17条 協議会の円滑な運営を行うため、老上まちづくりセンター(草津市野路町520番地)内に協議会の事務局を置く。

2 事務局に次に掲げる職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

3 事務局長等は、職務の遂行に必要な知識及び技能を有する者を広く募集し雇用するものとする。

(経費及び徴収等)

第18条 本会の経費は、会費、事業収益、交付金、補助金および委託金等の収入をもってこれにあてる。

2 会費は、第4条に規定する構成員から徴収することができる。

3 会費の額は、評議員会の議決を経て定めなければならない。

4 会費の額の全部または一部を免除することが適当であると理事会において認めるときは、減免することができる。

(会計)

第19条 会計は、一般会計と特別会計とする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 2項の規定にかかわらず、当該会計年度の予算が成立するまでに執行する必要がある場合は、会長の決裁によるものとし、その支出または債務の負担があるときは、これを当該会計年度の予算に基づく支出、または債務負担とみなす。

(解任)

第20条 役員等が次の事項のいずれかに該当する時は、評議員会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 当人が社会通念上著しく相応しくない行為(飲酒運転、パワハラ等)を行った場合
- (2) 協議会運営上、著しい支障を生じさせた場合

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、必要な事項については、理事会で定める。

(役職手当)

第22条 会長役職手当として、毎月21日(土曜日・祝日の場合は、前日)に自主財源から月額5,000円を支給する。

付 則

1 この会則は、平成24年 2月 5日から施行する。

2 第4条の規定については、別に定める毎年度の事業計画に照らして見直す必要があるとき、改正措置を講じるものとする。

3 平成23年度に選任または就任された役員、評議員(以下「役員等」という。)の任期については、本則の規定にかかわらず、当該選任または就任の日から平成24年度に次の役員等が選任または就任されるまでの間とする。

4 当面の間、事務局長および事務局職員は、それぞれ老上市民センターの所長、職員

とする。

付 則

この会則は、平成25年 5月23日から施行する。

付 則

この会則は、平成26年 5月31日から施行し、平成26年 4月 1日から適用する。

付 則

この会則は、平成28年 4月 1日から施行する。(第7条の改正)

付 則

この会則は、平成30年 5月 7日から施行し、平成29年 4月 1日から適用する。(第15条の改正)

付 則

この会則は、令和元年 5月10日に改正し、(第3条、第7条、第10条、第15条)、令和元年 4月 1日から適用する。

付 則

この会則は、令和 2年 5月16日に改正し、(第7条)、令和2年 4月 1日から適用する。

付 則

この会則は、令和 3年 4月28日に改正し、(第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条、第21条)、令和3年 4月 1日から適用する。

付則

この会則は、令和6年4月25日に第22条を追記し、令和6年4月1日から適用する。